

県南広域振興局長告示第126号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年9月29日

県南広域振興局長 細川倫史

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
胆沢郡金ヶ崎町西根杉土手31番8及び水路の一部	64.51	6.00	平成29年9月12日

備考 関係図書は、県南広域振興局土木部及び金ヶ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。